

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国における貧困援助寄付の税前控除新政策について

1. 事例

化学工業を営む日本企業の中国子会社は、中国における社会貢献活動に取り組んでいます。具体的には、2017年以降、貧困地域における貧困援助寄附及びその他名目の公益性寄附を実施してきました。各年度の寄附金額はそれぞれ90万元、120万元、27万元に達していますが、中国企業所得税法の取扱いでは、寄附金支出の年度毎の控除限度額は、年度利益総額の12%とされているため、寄附金の一部について損金算入ができない状況が生じていました。

2. 新制度概要

中国当局は改革開放40年目を迎え、具体的な貧困撲滅目標や計画が次々と打ち出されています。2019年4月2日、中国国家税务总局は、「企業貧困援助寄附所得税税前控除政策に関する公告」財税〔2019〕49号（以下〔2019〕49号という）を公布し、寄附金支出企業に対して、新たな税制優遇政策を適用することとしました。

具体的には、2019年1月1日から2022年12月31日までにおいて、企業が公益性の高い社会組織、若しくは県級（県級を含み）以上の人民政府、及びその構成部門と直属機構を通じて支出する、目標貧困脱却地区向けの貧困援助寄附金支出については、企業所得税の課税所得計算上、全額控除することを認めたのです。企業が、貧困援助寄附金とその他公益性寄附金を同時に支出した場合には、公益性寄附金支出の控除限度額には、上述の条件を満たす貧困援助寄附金支出を含めないことにより、控除額の拡大を実現させる仕組みが採用されました。

なお、2015年1月1日から2018年12月31日の期間中に支出した貧困援助寄附支出であっても、遡って上述の企業所得税政策に従って控除できます。

3. 企業所得税の税前控除額の試算

従来の取扱いでは、公益性寄附金は寄附対象が貧困援助であっても、その区別をせず、下表のとおり、一括して損金算入限度額が計算することとされていました。

（単位：万元）

年度	2017	2018	2019
公益性寄附金支出合計	90	120	27
年度利益総額	400	500	100
公益性捐贈損金算入限度額 ¹	48	60	12
控除しきれない額 ²	42	(120+42)-60=102	(27+102)-12=117

〔2019〕49号により、貧困援助寄附金支出については、下表のとおり、別枠で損金算入が認められることになりました。

公益性寄附-貧困援助	50（全額控除）	50（全額控除）	15（全額控除）
公益性寄附-その他	40	70	12
公益性捐贈損金算入限度額	48	60	12
控除しきれない額	0	70-60=10	12+10-12=10

〔2019〕49号適用前と比べ、2019年度の損金算入額は107（117-10）増加します。

¹ 企業で発生した公益性寄附金支出は、年度利益総額の12%以内の部分、課税所得額を計算するときに控除することができる。

² 年度利益総額の12%を超過する部分は繰り越して、以後3年以内に、課税所得額を計算するときに控除することができる。



Grant Thornton

An instinct for growth™

お見逃しなく！

〔2019〕49号に述べられる「目標貧困脱却地区」には、832の国家貧困援助開発重点県、集中的に連続する特別貧困地区県（新疆阿克蘇地区6県1市は区域政策を享受する）と書類記録貧困村が含まれています。詳細なリストの入手にあたって、各地の関連行政機関への照会が必要です。